

# 火災警報器の悪質販売にご注意!

6月1日に施行される改正消防法で、一般既存住宅への設置が義務付けられる火災警報器をめぐり、悪質な訪問販売による被害が相次いでおります。

消防署員や自治体職員を装い、市価の数倍で売りつける手口が目立っており、消防庁は「公的機関が直接販売することはない。不審な訪問販売はその場で断り、消防署などに相談してほしい」と注意を呼びかけています。

## 【トラブル事例】【茨城県・お年寄りの女性】

平日午後2時半ごろ、民家を黒っぽい作業服姿の男が訪れ、消防署員のようなふりをして、「法律改正で火災警報器を3個取付なければならない」とうそをつき、3個分として**28万3400円**を請求。

(参考：3個なら通常10分の1以下の価格で購入できます。)

女性がその場で払うと、男は「領収書を取ってくる」と言って立ち去り、そのまま戻らなかった。

このような被害に合わないよう **ご注意**下さい。

住宅用火災警報器義務付けは住宅火災による犠牲者（逃げ遅れ）を減らすために定められたものです。

寝室や階段、台所など目的・用途にあった警報器がございます。

当社で扱っておりますのでお気軽にお問合せ下さい。

\*\*\*\*\*

みんなの暮らしを守る力がここにあります  
消防設備点検・工事・備えて安心防災グッズ

\*\*\*\*\*

**株式会社 サンワ**

青梅市藤橋3-12-10

TEL 0428 (31) 4123

FAX 0428 (31) 9134

<http://www.sanwa38.com>

